

「令和6年能登半島地震」の被災者の方へ

免除証明書の提示により、

医療機関等での支払いが不要になります



令和7年6月30日時点

【医療保険の窓口負担に係る免除証明書交付対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次の
保険者に加入されている方

対象保険者(福井県)

福井市、あわら市、坂井市、福井県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)
(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関等の窓口で、原則として猶予(免除)証明書を提示することにより医療保険の
窓口負担について、支払いが不要となります。

※上記の窓口にて口頭で申告し、支払いが不要となる取扱いは原則として令和6年12
月末までとなります。令和7年1月以降は原則として①マイナ保険証等、②猶予(免
除)証明書を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

【特例の期間】 令和7年9月末まで

上記対象保険者のうち、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている猶予
(免除)証明書でも、引き続き令和7年9月30日まで、使用することができます。

【留意事項】

- ・ 上記の医療保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められるこ
とはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担をいただく必要がありますが、一定期間は支払
いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。